

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第50回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成29年3月24日（金）14時29分～15時06分
於．総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、
島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

安藤 英作（郵政行政部長）、岡崎 毅（郵政行政部企画課長）、
北林 大昌（郵便課長）、森田 真弘（信書便事業課長）、
鈴木 達也（信書便事業課課長補佐）東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

（1）諮問事項

ア 平成29年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について【諮問第1148号】

（2）報告事項

ア 郵便事業分野・信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について

開 会

○樋口分科会長 皆さん、こんにちは。少し早いんですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員8名中全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項1件及び報告事項1件でございます。

まず、諮問第1148号「平成29年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○北林郵便課長 総務省郵便課長の北林です。どうぞよろしく願いいたします。

資料でございますが、資料50-1とクリップでとめてあるかと思えます。クリップを外していただきますと、50-1と説明資料と分かれておりまして、その他、委員限りということで、別に資料が席上に配付されております。

資料50-1をまずご覧ください。資料を1枚めくっていただきますと、本日の諮問に係る諮問書が1枚目でございます。2ページ目、3ページ目が、総務省での審査結果となっております。それから4ページ目以降ですが、今般お諮りする寄附金付お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分に関する日本郵便株式会社からの認可申請書の資料となっております。

説明資料に基づきまして説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、改めまして、思い出していただく意味も込めましてご説明申し上げますと、日本郵便株式会社の寄附金の配分についてでございますが、寄附金付郵便葉書に付加された寄附金につきましては、法律に基づきまして、以下の四角の枠囲みをご覧くださいければ、1から10という事業があるかと存じますが、その1から10にございます事業を行う団体に配分することになってございまして、それを決定するというものでございます。

それから、四角の下の「また」以下にございまして、配分すべき額を決定するに当たっては、配分団体が守らなければならない事項及び配分金の用途についての監査に関する事項を定めるということにもなっております。

これらを定めるに当たりましては、総務大臣の認可を要することになってございまして、さらには、認可するに際しては、当審議会に諮問することになっているところでございますので、今回諮問させていただいているところでございます。

それから、2ページ目でございます。寄附金配分団体の公募ということで、寄附金配分までの流れがございまして、日本郵便株式会社において寄附金配分団体の公募を実施して、さらに、その公募により申請が出てきたものにつきまして、社外有識者による審査委員会等を経まして、日本郵便株式会社で配分団体並びにその配分金につきまして取りまとめて、申請書が提出されたということでございます。

2番の公募の概要でございますが、(1)にございまして、30年3月末日までに完了する、先ほど申し上げました、法律に規定のある1から10番の事業に対するものであるということ。それから助成分野につきましては、従前どおり、ソフト面の事業とハード面の事業ということで、ア、イ、ウ、エ、オがございまして、さらには、これまでも東日本大震災に係る

事業につきましては特別枠を設けていたわけですが、昨年の熊本地震、被害が甚大であったことなどを踏まえまして、日本郵便株式会社で、今回の配分に当たって、あるいは公募に当たって、熊本地震の被災者救助に関するものも同様に特別枠として公募したというようになってございます。

3 ページ目には、日本郵便株式会社からの申請の概要がございまして。

(1) で配分金と配分団体の決定がございまして、配分金のところでございまして。配分原資となる寄附金の中で特に大きい寄附金付年賀葉書は、昨年に比べると約1,000万枚販売が減ったということでございまして、その結果としまして、寄附金額の合計の欄をご覧いただければと存じますが、4億3,803万円が寄附金額となっております。昨年に比べましても5,500万円程度減っている状況になってございます。

配分原資と配分金のところでございまして、前年からの繰越金並びに配分費用、配分にかかる諸経費を差し引いて、その結果、今回の配分原資につきましては4億4,165万円、並びに今回配分しようとする金額は4億3,421万円ということで申請がございました。

配分しようとする団体の数は232団体、これらに、先ほど申し上げました4億3,421万円を配分しようというものでございまして。

(2)、(3)にございまして、配分団体が守らなければならない事項、並びに配分金の使途についての監査に関する事項についても、あわせて定めております。

4 ページ目で、日本郵便株式会社における配分の考え方、これも従前と変わっているわけではございませんが、まずは適格性の審査としまして、申請可能な法人格を有していることなど形式的な審査を経て、事業の内容につきまして、申請1件当たり2名の審査委員により審査・評価するなどして、審査委員会で審議をしていると聞いてございます。内容の評価のほか、定量的な条件を加味して、優先順位、具体的には、点数化をして、点数の高いほうから優先的に採用というか、配分を決めていくというようなやり方をしていると聞いてございます。

結果として、(2)でございまして、今般820の団体から申請がございました。結果として、232件の配分ということで、採択率は28.3%となっております。申請団体数並びに配分件数、団体数、いずれも昨年よりは下回っているという状況にはなってございます。

次の5ページ目、6ページ目に、審査結果でございまして。5ページ目は、寄附金から控除される諸経費につきまして確認したということでございまして。6ページ目にございましては、法律に定める10の事業を行う団体へ配分が行われているかどうか、それから配分団体が守るべき事項や配分金の使途についての監査に関する事項が定められていること、そういったようなことを確認し、いずれも問題がない、つまり適合していると考えてございまして、認可が適当であると総務省としては考えているところでございまして。

それから、参考資料にお移りいただきまして、7ページ目に当たります。10の事業に係る過去5年の推移、今回の案までの推移が記載されてございまして。特に29年用と28年用との関係においても、ご覧いただけますと、原資が少ないということ、また、配分団体の数も減ってございまして、全ての事業ということで明確に言えるわけではないですが、震災の関係の部分につきましては件数並びに金額は若干増えてございまして、その他についてはほぼ横ばい、あるいは減っている状況が見てとれるということかと思っております。

それから、次のページの8ページ目もあわせてご覧ください。最近5年間の配分原資並びに日本郵便株式会社への申請・配分状況のグラフでございます。全体の原資にかかる斜め線の棒線自体が、ここ数年ずっと減ってきているという状況ではございますが、先ほど申し上げましたとおり、寄附金付年賀葉書、さらには年賀全体が減っている状況がそのまま反映されているということかと存じます。こういったことで、減少しているわけではございますが、その中で、申請いただいた事業に対して、よりよいものに配分するという考え方のもとで、日本郵便株式会社から配分案ということで申請があったものでございます。

委員限りの資料は、後ほどお時間のあるときにご覧いただければと存じますが、日本郵便株式会社からいただいている資料でございまして、中身は、今般の年賀の業務運行の状況を総括したものと、それから年賀の振興に向けて、年賀自体は減っているのですが、会社としてもいろんな取り組みをしているといった取り組み紹介、並びに平成27年度の年賀寄附金の配分事業の活用事例を会社でまとめたもの、これらを席上に配付してございますので、後ほどお時間のあるときにご覧いただければと存じます。

それでは、ご審議のほど、よろしくどうぞお願いします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。本日の諮問事項ですが、年賀葉書の寄附金ですけれども、その配分がルールに従って行われているかという点、及びその配分に当たりましての経費の割り当て分についてのルールないしは合法性、及び配分された場合の団体先が返還する場合のルールについて明確になっているかについての諮問でございます。

今の説明につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、島村委員。

○島村委員 この諮問内容とは違う質問になるかもしれませんが、資料の見方で、説明資料の3ページの第3、概要、(1)の寄せられた寄附金額にある販売枚数が8,154万枚。それで、委員限りにある、横の赤いラインがある資料の2ページの販売枚数の数と違うのは、なぜですか。

○北林郵便課長 委員限りでお配りしております年賀葉書販売枚数の推移という資料をご覧いただいていると思いますが、年賀葉書販売枚数というのは年賀葉書全体の枚数でございます。要は、寄附金がついているもの、ついていないもの、合わせての枚数でございます。

○島村委員 ついていないものもたくさんあるんですね。

○北林郵便課長 はい。寄附金がついていないもののほうが多くて、寄附金がついているもののほうが値段がお高くなっております。

○島村委員 わかりました。

○北林郵便課長 今回、トータルとしては28億枚、これも昨年に比べまして約9,900万枚販売が減ったということではございますが、同様に寄附金付年賀葉書も、先ほど申し上げましたが、トータルとして、前年に比べて約1,000万枚減ったというような状況になってございます。

○島村委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 ほかに何かご質問ございますでしょうか。

○篠崎委員 この説明資料の8ページ、簡単な、単純な質問なんですけど、平成26年用が落ち込んでいる、これはどういう状況があったんですかかしら。

○北林郵便課長 平成26年が落ち込んでいるのは、具体的に、承知しておりません。

○篠崎委員 何かがあったんですね。

○北林郵便課長 申請自体が減ったということでございますので。

○篠崎委員 何で減ったんだろうね。

○北林郵便課長 後ほど、もし特異なことがあるようでございましたら、審議会係を通じて委員各位にお知らせできるようにしたいと存じます。

○篠崎委員 はい。

○樋口分科会長 そのほかに何かご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

では、ご意見ございませぬようでしたら、諮問第1148号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

続きまして、報告事項に移ります。「郵便事業分野・信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正」について、総務省から説明をお願いします。

○森田信書便事業課長 信書便事業課長の森田から報告させていただきます。

資料50-2、クリップをとっていただきますと、横置きのパワーポイント資料のほか、参考資料1、2、3がございます。

それでは、説明資料に基づいてご説明申し上げます。

郵便事業分野と信書便事業分野の個人情報保護に関するガイドラインの改正を近く予定しておりまして、その報告でございます。

表紙の次のページ、ガイドラインの改正の背景とスケジュールでございますけれども、まず、改正の背景。郵便事業分野、信書便事業分野、それぞれで定めております現行の個人情報保護ガイドラインとその解説、以降、解説も含めてガイドラインと呼ばせていただきますけれども、どちらも個人情報保護法に基づいて策定されております。

先般、個人情報保護法が改正されまして、今年の5月30日に全面施行されることになっておりまして、その法改正を踏まえて、ガイドラインも改正する必要が生じたということでございます。

法改正の主な内容は枠囲みのおりでございまして、次のページの別紙に、より詳しい説明も載せておりますので、あわせてごらんいただければと思ひます。

特に郵便、信書便事業に影響が大きいものをかいつまんで説明いたしますと、1つ目は、個人情報保護委員会が新設されまして、事業者に対する監督権限も、現在、各事業分野を所管する主務大臣が監督権限を持っているんですけれども、それがこの5月30日に委員会へ移管、一元化されることになっております。なお、権限移管以外の部分、委員会を新設する規定というのは、先行して昨年1月に施行されておりました、委員会は既に発足、活動中でございます。

それから2番目、個人情報の定義が明確化されまして、その中で要配慮個人情報というカテゴリーが新たに設けられております。従来は、情報の内容、性質に関係なく、個人情報であれば一律の取り扱いになっておりましたのを、例えば病歴、犯罪歴などの、差別、偏見を生むおそれのある、名称のおり配慮をより必要とする個人情報については異なる取り扱いをするこ

とになったということでございます。

一番最後のその他のところで、これは多くの信書便事業者に影響することでございますけれども、これまで個人情報保護法の適用対象でなかった、取り扱う個人情報の数が5,000人分以下の事業者も法の適用を受けて、規制対象になるということになっております。

1ページ戻りまして、3つ目の丸でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、事業者に対する監督権限が事業所管大臣から個人情報保護委員会に一元化されますので、これに伴いまして、現在各省庁で事業分野ごとに策定されております個人情報保護ガイドラインも、個人情報保護委員会が昨年11月に制定、公布しております全事業分野共通のガイドライン、以下、共通ガイドラインと呼ばせていただきますけれども、これに原則一本化されることになっております。

ただし、郵便事業分野と信書便事業分野につきましては、事業者に、個人情報保護の規律に加えまして、信書の秘密の保護を目的とした、郵便法、信書便法の規律を守って個人情報を取り扱っていただく必要がございますので、この共通ガイドラインには移行しないで、現在のガイドラインを改正して、そのかわりに共通ガイドラインの内容を盛り込む形で対応することになっております。ちなみに、同様の対応をとる事業分野といたしましては、総務省では電気通信と放送、あと他省庁では金融分野、信用分野も同じような対応をとると聞いております。

右下の図ですけれども、これは改正後の郵便事業分野、信書便事業分野のガイドラインのイメージ図でございます。ベースとなる部分は個人情報保護委員会の共通ガイドラインの内容に準拠して、信書の秘密を保護する観点から、事業者にさらに注意していただく事項があれば規定を上乗せするという構造になります。

改正ガイドラインの施行までのスケジュールでございますけれども、両ガイドラインの改正案につきましては、個人情報保護委員会の調整を経まして、1月31日から3月1日まで意見募集の手続を実施しまして、いずれも意見なしということでしたので、3月末目途で公布する予定にしております。施行は、改正個人情報保護法が全面施行される日と同じ、5月30日を予定しております。

続きまして、3ページ、ガイドラインの改正の概要をごらんください。事業の根拠法が違いますので、郵便事業分野と信書便事業分野、それぞれでガイドラインをつくっておりますけれども、内容は似通っております。今回の改正内容も同じですので、以下、両ガイドラインまとめてご説明いたします。

改正内容の1点目ですけれども、改正個人情報保護法に定める具体的事項について、共通ガイドラインに準拠した内容を反映させるということで、先ほどの1ページのポンチ絵で言えば、2層構造になっている下の部分の話ですけれども、この土台の部分に共通ガイドラインの内容を盛り込む作業をするということで、これが今回のガイドライン改正項目のほとんどを占めております。

2点目として、その上で、改正個人情報保護法と郵便法及び信書便法における信書の秘密の保護に関する規定との整合性を確保するために必要な、信書の秘密に係る個人情報の取り扱いに関する規定を追加するというので、今回の法改正を受けまして新たに加わりました規定に対して、先ほどの1ページのポンチ絵で言うところの上乗せが必要であれば規定を追加する作

業をするということでございます。

そのほかに、全体的に表現とか用語の適正化も、この際あわせてやっております。

それで、具体的に上乗せ規定として、今回、このガイドラインに追加する、信書の秘密に係る個人情報の取り扱いに関する規定ですけれども、具体的には1カ所だけでございます。要配慮個人情報の取得について、先ほど申しましたように、個人情報保護法でそれを制限する規定が今回設けられたわけでございますけれども、その個人情報の中で、例外的に要配慮個人情報の取得が認められる場合というのが規定されているんですが、その個人情報が信書の秘密にも該当するときは、取得が認められる範囲はより限定されるということを注意喚起する規定をつけ加えております。

具体的に申しますと、別冊の参考資料1です。これが郵便事業分野における個人情報保護ガイドラインの新旧対照表なんですけれども、これで言いますと、5ページから6ページにかけて、6条に「適正な取得」とあるんですけれども、これの2項、結構長いんですけれども、新設で加わっている。これが今回の個人情報保護法改正で新たに加わった要配慮個人情報に関する規制ということで、ガイドラインに盛り込まれている内容でございます。

その次に、3項として、その上乗せとして、前項で取得しているケースが挙げられているんですけれども、それにかかわらず、郵便事業分野について、独自の規定としてつけ加えているものでございます。

参考2が信書便事業分野のガイドラインですけど、同じように、5ページの第6条のところに該当事項を加えるという改正をしております。

ちなみに、この参考2で言えば12ページ以下、参考1でも12ページ以下ですけれども、新設の規定、条項が多数加わっております。これらは、今回の法改正に伴いまして、共通ガイドラインに盛り込まれた内容を盛り込んでいるというものでございます。

説明資料に戻りまして、ガイドライン施行に向けました今後の対応でございますけれども、対象となる日本郵便株式会社と信書便事業者へこのガイドラインの周知を図っていく。このガイドラインと、あと解説というのものもあるんですけれども、解説のほうはそれぞれ100ページを超えるものですので、本日は資料としては添付してございませませんが、それらをあわせて周知する。

あと、事業者というよりはユーザーに対して、ホームページなどで広報・啓発もやっていく。

あと、ちょっと細かい話で恐縮ですけど、3点目としては、信書便管理規程（記載例）の規定ぶりの整理というのを挙げさせていただいておりますけれども、信書便管理規程につきましましては、その認可の際、この分科会でもたびたび諮問させていただいておりますけれども、申請事業者の便宜のために信書便管理規程作成時の参考例ということで作成しております。記載例の中にも信書便事業分野ガイドラインの内容を引用している箇所がありまして、これらの規定ぶりもこれに合わせるような形で整理することにしております。

ご参考までに、その内容は、参考資料の3番目で改正箇所の新旧対照表をつけてございますけれども、ガイドラインの規定の変更、追加に合わせて、この記載例の規定の変更、追加も行うということを考えております。

ただ、2ページの下の方の22条については、第1項から5項まで削りまして、最後のページの

一番最後にあります6項だけ残す予定です。1項から5項までは信書の秘密に該当する情報と直接関係ない規定なんですけれども、そういう意味では、信書の秘密の保護のために事業者を作成を義務づけている信書便管理規程としては、必須記載事項とまでは言えなかったんですが、個人情報保護法の規制対象から外れておりました信書便事業者にも適正に個人情報を取り扱っていただきたいという意図から、これまでこの記載例に盛り込んで誘導を図っておったんですけれども、今般、個人情報保護法が全事業者に適用されることになりまして、信書便事業分野のガイドラインも全信書便事業者に適用されることになりましたので、この機会に規程の内容を整理しようと思っているということでございます。

説明は以上でございます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○多賀谷委員 よろしいですか。

○樋口分科会長 はい、多賀谷委員。

○多賀谷委員 法律家として一応2点確認をしたいのですが、1つは、この新しいガイドラインで匿名加工情報をつくり、そして匿名加工情報を第三者へ提供するということが可能になるわけです。郵政会社もしくは信書便事業者が、その配達情報といいますか、送付・配達情報について、匿名化してそれを第三者に提供するというようなことが法的には可能になるわけです。想定されているのかどうかについて、もしご返答できればご返答いただきたい。

もう一つは、外国にある第三者への提供の制限という規定が、例えば14条に入りますけれども、多分国際郵便は入らないだろうと思うんですが、国際郵便をどういうふうに抜いているのかについて確認したいんですけれども。要するに、国際郵便の場合、名宛て人に渡すのはいいんですけれど、当然にそれは外国の郵便事業体にデータが行くことになりますので、それをどうするかということです。

○樋口分科会長 はい。

○北林郵便課長 1つ目のほうを先にお答えさせていただければと思います。日本郵便株式会社の配達情報について、匿名加工をした上で第三者提供をするということが想定されているのかどうかというご質問だったと思います。

○多賀谷委員 信書便も含めて。

○北林郵便課長 信書便もですね。日本郵便株式会社から聞いている範囲でございますが、現時点でそういったことは想定していないというふうに聞いてございます。

○森田信書便事業課長 信書便のほうは、現在参入しているのは特定信書便事業でございますが、基本的にB to Bビジネスですので、そういうケースはないんじゃないかと想定しております。

○樋口分科会長 よろしいですか。追加の質問はよろしいですか。

○多賀谷委員 多分、日本郵便株式会社がすると思わないんですけれども、ただ實際上、この問題が起きたのは、私が理解しているのはS u i c a情報をN T T関係の会社に匿名化加工で出そうとしたのが問題となった。という事件で、当然、それがビジネスになるという可能性もある。最終的には多分、競争している民間の宅配事業者等は、場合によるとそういうビジネス

を行うかもしれないというところがあって、そこら辺は十分、検討材料であるということだけ申し上げておきます。

○北林郵便課長 国際郵便の関係でございますが、我々の理解では、国際郵便については相手国の事業体にお渡しすることになるわけですが、それは郵便法に基づき行われる業務に必要な情報としてお渡ししている部分でございますので、第三者提供に当たらないと解しております。

○多賀谷委員 わかりました。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○多賀谷委員 はい、いいです。

○樋口分科会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○多賀谷委員 それから、もう一つだけ。先程の第三者、匿名加工情報での提供が、仮にそうした場合に、それは信書の秘密を侵害することに当たるかどうかはどうでしょうかね。

○樋口分科会長 はい、課長。

○北林郵便課長 匿名加工情報であっても、信書の秘密については厳しく、先ほどご説明がありましたとおり、通常の個人情報と異なり、より厳しく、本人同意であるとか、違法性阻却事由がある場合とか、非常に限定された形でしか提供できないというふうに考えているところでございます。

○樋口分科会長 よろしい……。

○多賀谷委員 いいです。

○樋口分科会長 よろしいですか。ほかに。

○篠崎委員 ちょっとよろしいですか。

○樋口分科会長 はい、篠崎委員。

○篠崎委員 確認です。個人情報保護委員会というのが新設されて、これは5月30日から動き出す、もう既に動いているのですか。

○森田信書便事業課長 既に動いております。

○篠崎委員 既に動いている。この委員会は総務省のもとにあるのですか。それとも、全く…

○森田信書便事業課長 いえ、内閣府です。

○篠崎委員 内閣府に。

○森田信書便事業課長 はい。独立性の高い機関として設置されております。

○篠崎委員 そうですか。それで、構成がどういうふうな形かはわかりますか。

○森田信書便事業課長 構成。

○篠崎委員 ええ。

○森田信書便事業課長 ちょっとメンバーまでは把握しておりません。申しわけございません。

○篠崎委員 そうですか。外部からの、それとも役人の方の。

○森田信書便事業課長 外部からの委員で……。

○篠崎委員 主に。

○森田信書便事業課長 ええ、主にだと思います。

○樋口分科会長 委員長は堀部先生ですけど。いいですか、じゃ、ちょっと説明を。

○鈴木信書便事業課課長補佐 委員長は堀部政男先生が務められております。

○篠崎委員 はい？

○鈴木信書便事業課課長補佐 委員会の委員長は堀部政男先生が務めておられます。

○樋口分科会長 中央大学の法学部の……。

○鈴木信書便事業課課長補佐 中央大学の名誉教授で、あと弁護士とか。役人は入っていないか
ったと思います。

○樋口分科会長 一応独立性は担保されているという形で。

○篠崎委員 はい、わかりました。

○樋口分科会長 メンバー構成も、堀部先生を委員長として、官僚の方じゃない方で構成して
いるという答弁ですけど、よろしいですか。

ほかに何か。よろしいですか。

○北林郵便課長 よろしゅうございますでしょうか。

○樋口分科会長 はい、どうぞ。

○北林郵便課長 先ほどの1件目の話で、篠崎委員からご質問いただいた件で、会社に今確認
したところ、平成26年に申請団体が減ったことに対して、特異な何かがあったのかというこ
とを改めて確認させていただきました。

特異なことはなくて、逆に言うと、自然にこれぐらいの数字になったと聞いてございまして、
では翌年はなぜ上がったのかということですが、申請が減ったことを踏まえて、会社が周知、
啓発に努めたと聞いてございます。そういった取り組みが行われた結果、増えたと聞いてござ
います。利活用事例を使ったり、パンフレットを使ったり、いろんな周知、広報に努めたと聞
いてございます。

○篠崎委員 はい、わかりました。

○北林郵便課長 失礼しました。

○樋口分科会長 よろしいですか。それでは、一応報告事項は了承ということで、よろしくお
願いします。

ありがとうございました。以上で本日用意されました議題は終了しました。この際、皆様か
ら何か別件でも、コメント、ご質問、ご意見ございましたら出していただければと思いますが、
いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から何かありますか。

○事務局（東） 事務局のほうからですが、次回の日程なんですが、ちょっとまだ未定の部分
がございまして、日程が決まり次第、また別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしくお
願いいたします。

○樋口分科会長 はい。また別途、日程をお知らせしますので、よろしく願いします。

それでは、本日の会議を終了いたします。本日はご参加ありがとうございました。

閉 会